

本人や家族が死亡したとき

提出書類 添付書類	「 埋葬料(費)請求書 」(記入例参照)と被保険者等次のいずれかひとつを添付してください。 ①事業主の証明 但し、請求書の「事業主の証明欄」に証明を受けた場合は不要です。 ②死亡診断書または死体検案書の写し ③市区町村長の埋葬許可証または火葬許可証の写し
提出期限	すみやかに
手続方法	請求書に必要な事項を記入のうえ、添付書類を添えて事業主に提出してください。(事業主の証明が必要なため)

埋葬料(費) (本人・家族)

被保険者および被扶養者が、仕事以外の事由で死亡したときに支給されます。埋葬料(費)は、死亡原因が自殺でも支給されます。また、死産の場合は支給されませんが、出生児が生まれてまもなくして死亡した場合は支給されます。

●被保険者の埋葬料(費)

埋葬料は、被保険者が死亡したとき、埋葬を行った家族に支給されます。

埋葬費は、埋葬を行う家族がないとき、友人、知人、会社等が埋葬を行った場合に支給されます。この場合は、埋葬にかかった費用の「領収書」を添付してください。

●被扶養者の埋葬料

被扶養者が死亡したときに支給されます。

●退職後の受給要件

被保険者が次のいずれかに該当するときに支給されます。

- ①退職後3カ月以内に死亡したとき。
- ②退職後の継続給付(傷病手当金、出産手当金)を受けている間に死亡したとき。
- ③退職後の継続給付を受けなくなってから、3カ月以内に死亡したとき。

●支給金額

①被保険者の埋葬料

一律5万円。

②被保険者の埋葬費

5万円の範囲内の実費。

③被扶養者の埋葬料

一律5万円。